

和光市景観計画（素案）

写真掲載予定

平成 2 1 年 1 2 月 策定
令和 8 年 3 月 1 回目改定

和光市

目 次

	頁
序 章 計画の基本的事項 -----	1
1 策定・改定の背景 -----	1
2 計画の目的 -----	1
3 計画の位置付け -----	1
4 計画の構成 -----	2
5 景観づくりに向けた各主体の役割 -----	3
6 和光市の景観特性 -----	4
第1章 景観計画区域 -----	11
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 -----	13
1 景観づくりの目標 -----	13
2 景観づくりの基本方針 -----	13
3 要素別景観形成方針 -----	16
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 -----	31
1 良好な景観の形成のための行為の制限 -----	31
2 良好な景観を形成するための届出対象行為 -----	32
3 景観形成基準 -----	33
4 色彩の制限基準 -----	35
5 勧告基準 -----	38
6 変更命令基準 -----	38
第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 -----	39
1 景観重要建造物 -----	39
2 景観重要樹木 -----	42
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 -----	44
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 -----	45
第7章 景観づくりの推進 -----	46
1 協働による景観づくり -----	46
2 景観づくりの活動サイクル -----	46
3 景観づくりを推進するための市の取組 -----	47
4 地域での景観づくり（事例） -----	49
5 計画の見直し -----	50

序章 景観計画の基本事項

1 策定・改定の背景

本市は、都市化の進展や生活の変化に伴い、湧水、斜面林などの身近な自然が失われつつあり、旧川越街道沿いなどの歴史文化を伝える地域資源への影響が懸念されています。また、市の北側の低地部では、資材置場などによる周辺景観への支障が生じてきています。

一方、国においては、国民の景観に対する意識の高まりとともに、自治体の実効性を発揮できるような法的な仕組みを整えるため、平成16年6月に、我が国初の景観についての総合的な法律である景観法を制定しました。

本市では、平成18年12月に、市と市民と事業者が安全・安心で快適な活力のあるまちづくりを進め、住みやすいまちをつくることを目指して、「和光市まちづくり条例」を制定しました。都市と自然との調和を大切にした良好な環境及び景観を創出するまちづくりという理念を掲げたこの条例により、協働による景観づくりを進めていく足掛かりを得たといえます。

このような中、本市の特徴を生かした地域性豊かな景観に配慮したまちづくりをさらに進めていくとともに、良好な景観の誘導を図るため、和光市独自の景観条例の制定を目指すとともに、景観計画を平成21年に策定し、景観施策に取り組んでいます。策定から〇年が経過し、〇〇に対応するために、和光市景観計画を改定します。

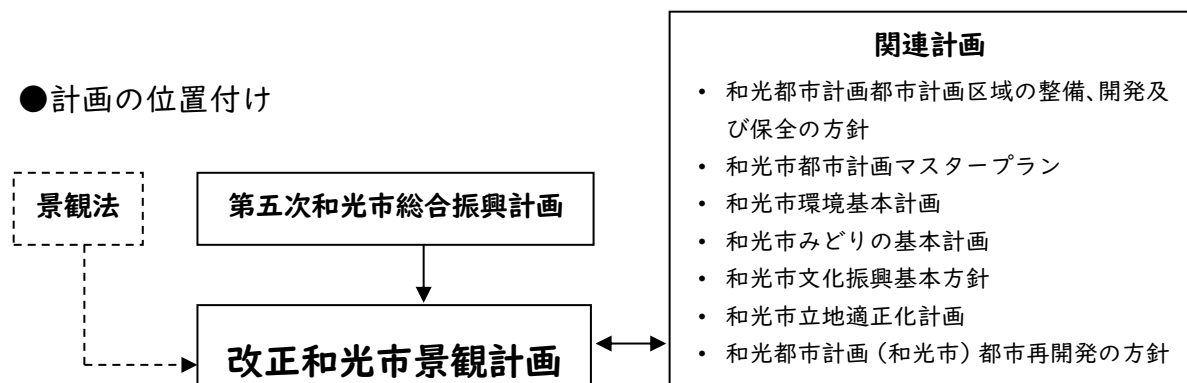
2 計画の目的

和光市景観計画（以下「本計画」といいます。）は、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的とします。

3 計画の位置付け

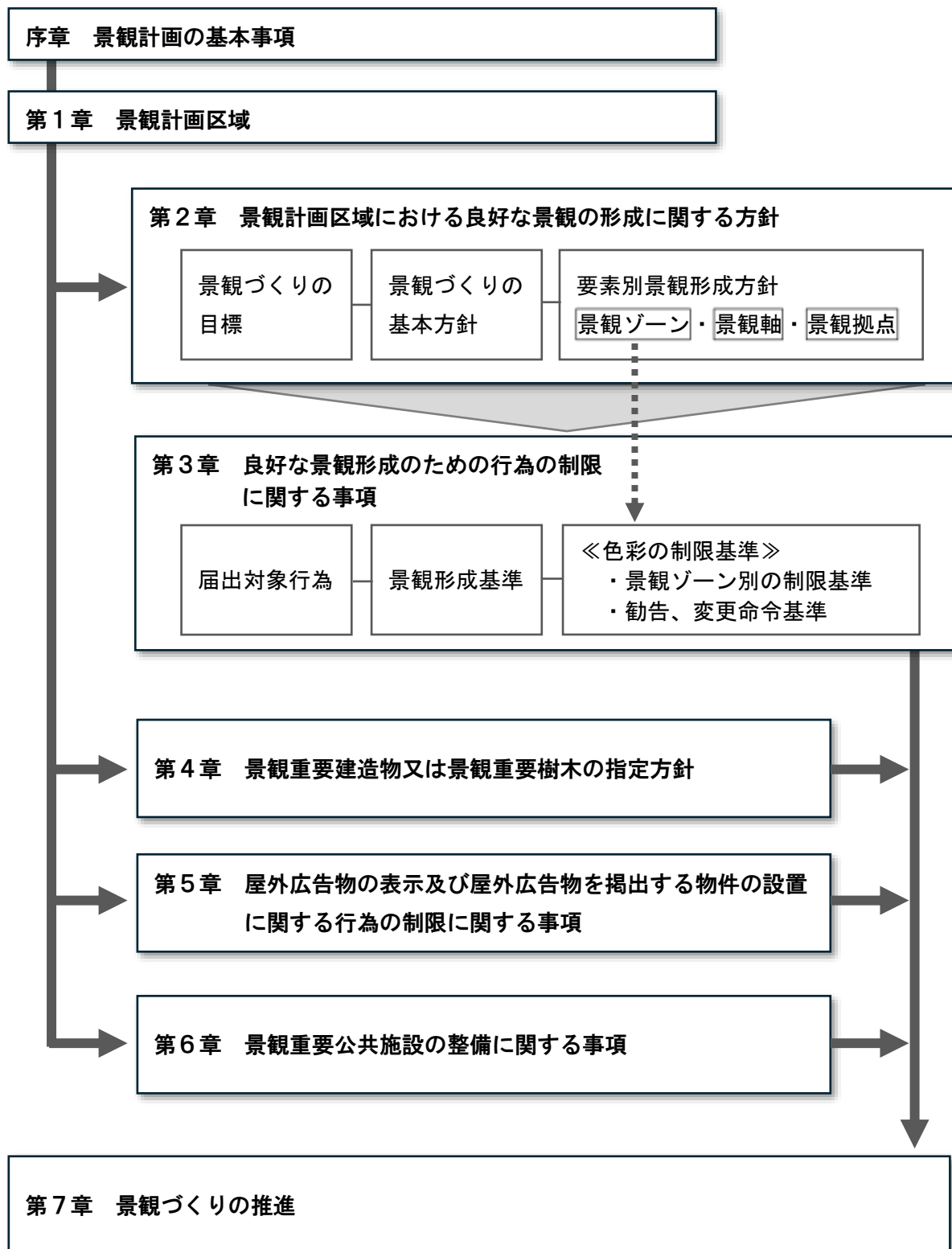
本計画は、景観法に基づく景観計画と位置付けられるものであり、和光市第五次総合振興計画に即し、和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、和光市都市計画マスタープランに適合した計画となります。また、和光市環境基本計画や和光市みどりの基本計画などの部門別計画とも連携を図ります。

●計画の位置付け



4 計画の構成

本計画は、景観法に定める事項とともに、下記の内容で構成します。



5 景観づくりに向けた各主体の役割

本市の景観づくりを推進するに当たっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も景観を構成する要素としてとらえることが大切です。

そのため、市民、事業者及び市の各主体は、それぞれの自主的な取組はもとより、連携・協働による取組を実践していくことが期待されます。また、お互いに、それぞれの景観づくりにおける権利や立場、感性を尊重することが欠かせません。

(1) 市民

ア 景観づくりに関する関心及び理解を深め、積極的な役割を果たすよう努めます。

イ 市が実施する景観づくりに関する施策に協力します。

(2) 事業者

ア 土地の利用等の事業活動に関し、景観づくりに自ら努め、積極的に貢献するよう努めます。

イ 市が実施する景観づくりに関する施策に協力します。

(3) 市

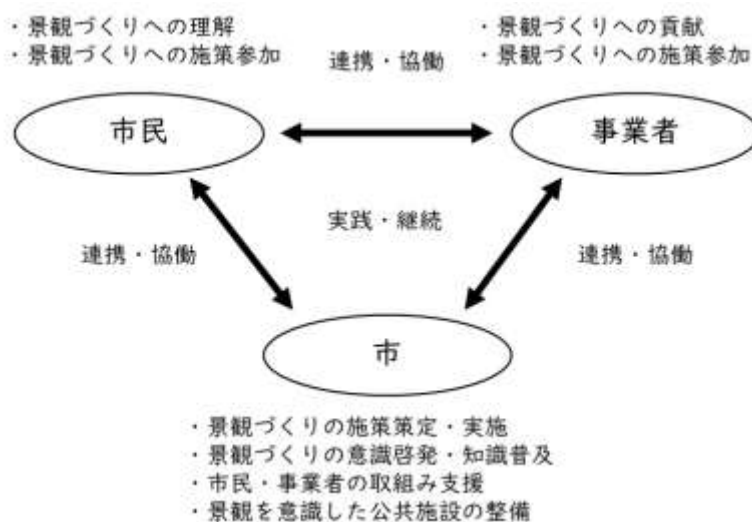
ア 本市の景観づくりの促進に関し、国・県との適切な役割分担を踏まえて、市域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施します。

イ 景観づくりに関する意識の啓発及び知識の普及等を通じて、市民及び事業者の関心及び理解を深めるよう努めます。

ウ 市民及び事業者による景観づくりに関する取組を支えるために適切な支援を行うよう努めます。

エ 公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分配慮し、率先して景観づくりに努めます。

●各主体の役割



6 和光市の景観特性

本市の景観特性を整理します。

■ 変化に富んだ地形による坂道や眺望のある景観

本市の地形は北側の低地と南側の台地とに大きく区分され、低地と台地の境は 5～10m の落差を持つ比較的急勾配の斜面地となっています。

また、このような起伏に富んだ地形や崖線によって、見晴らしの景観が特徴的ですが、都市化の進展により、誰もが見ても楽しめる場所（視点場）は多くありません。

写真掲載予定

【コラム】坂道名称の由来（「和光市史 民俗編」より）

■天王様の坂

・牛房から北西へ登る坂で、古くは清戸道の道筋だった。坂の横から階段を登れば牛房の鎮守八雲神社（天王様）があるため、天王坂と呼ばれた。

■くらやみ坂

・川越街道が白子坂上から浅久保へ出る手前の坂であり、かつては大変さびしい所であったという。

■弥太郎坂通り

・やたら坂 字をあてれば弥太郎坂で、下新倉の三協から西本村へ下りる坂である。『新編武蔵風土記稿』の下新倉村の山川の項に「弥太郎坂 吹上ノ辺ニアリ、其名ノ起ルユエンヲ知ラズ」と記している。」

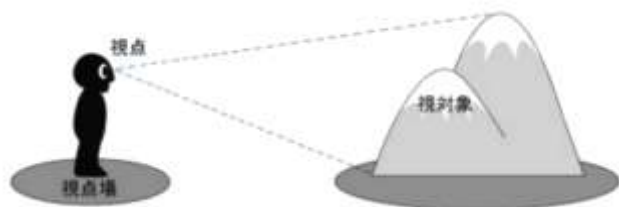
■滝坂

・白子宿の十字路を形成する、西側の台地から熊野神社の北側を川越街道へ下りてくる道。『新編武蔵風土記稿』の下白子村の山川の項に「滝坂 西北ノ方ヨリ下ル坂ナリ、滝不動ノ側ニアル故ニ名トセリ」

【コラム】視点場と視対象の関係から捉えた景観

■ 視点（場）と視対象の関係

- ・「景観」は「見る」ものですが、「見る」ためには、「見る対象」のほかに、「見る場所」が必要です。
- ・「見る対象」を「視対象」、「見る場所」を「視点場」といいます。景観を大事にするためには、「視点場」も大事にしなければなりません

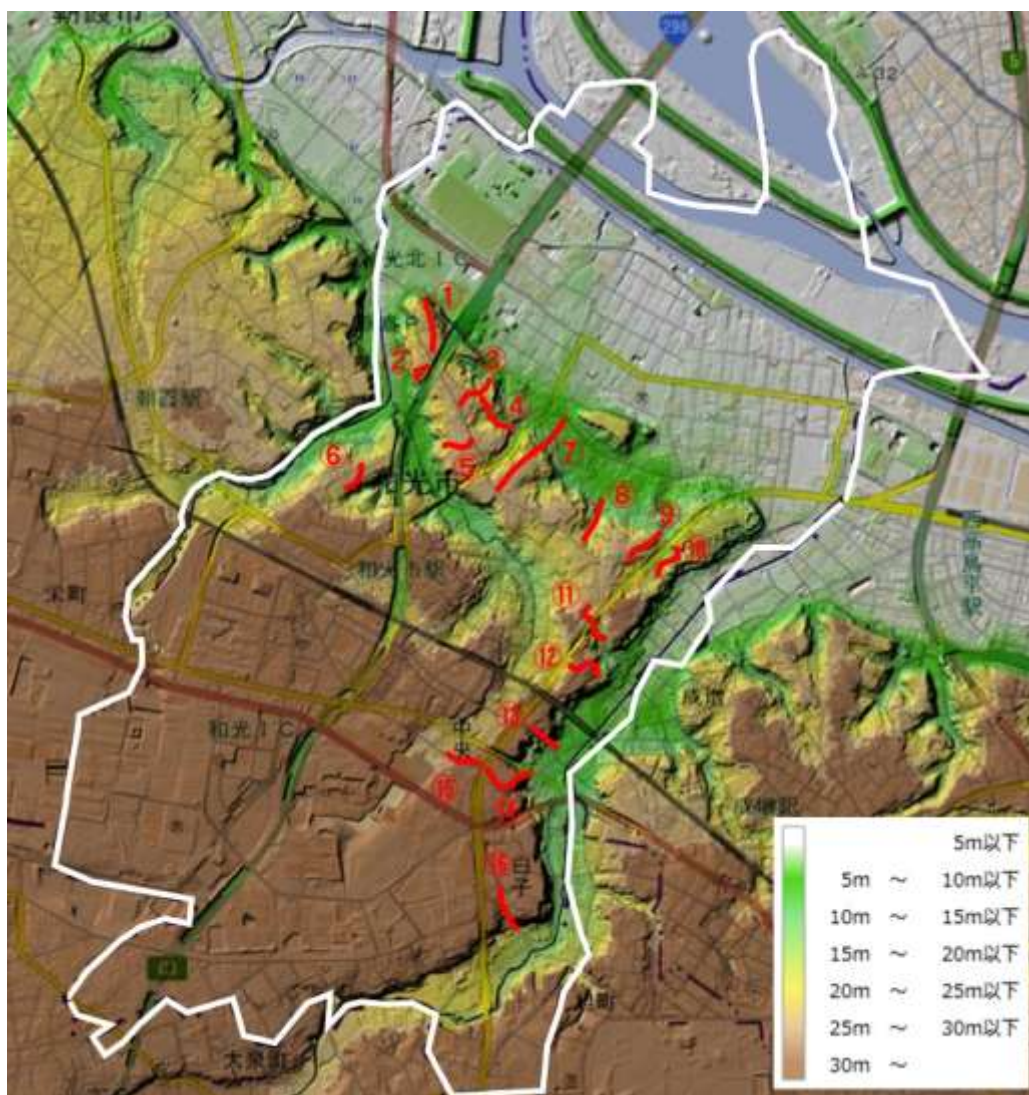


「視点」…… 見る人の目の位置

「視点場」……見る場所

「視対象」……見られるもの

主な坂道



- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| ①天神坂通り | ②地蔵坂 | ③半三池坂通り | ④う火坂通り |
| ⑤下の坂通り | ⑥さがしら坂 | ⑦長坂通り | ⑧弥太郎坂通り |
| ⑨妙典寺坂通り | ⑩稻荷坂通り | ⑪城山坂 | ⑫旧城山坂 |
| ⑬滝坂 | ⑭大坂通り | ⑮くらやみ坂 | ⑯天王様の坂 |

■ 水と緑が織りなすうるおいを感じる景観

本市の北端部に位置する荒川は、新河岸川を伴って東流しており、その新河岸川に合流するのが、北西部の越戸川と東部の白子川です。特に越戸川は、水と緑が豊かで開放的な景観を形成しています。

また、台地と低地の境には湧水地が見られるとともに、斜面緑地は、北側の崖線や、白子川周辺の台地に深く切り込んだ低地部に沿って見られます。これらの斜面緑地の多くは民有地にありますが、減少傾向にあります。

写真掲載予定

■ 宿場町などの歴史を伝える景観

旧街道は、陸運の主要な軸として隆盛を誇っていました。白子宿は、旧川越街道の宿駅の一つとしてにぎわいをみせましたが、現在、宿場町としての面影が失われつつあります。

また、歴史・文化を記憶し、継承する景観資源は市街地に多く点在しており、往時を偲ばせる歴史的景観が見られます。これらの地域資源を活かしたまちなみの形成が大切です。

写真掲載予定

■ 多くの人が目にする駅周辺・幹線道路の景観

和光市駅南口は、商業施設が立地し、ゆとりある歩行空間など、人々を迎える玄関口として、にぎわいのある景観を形成しています。一方、周辺と調和しない屋外広告物などにより、商業地景観を阻害する要因も見られます。

和光市駅北口は、低層住宅や店舗併用住宅などが混在していますが、土地区画整理事業と市街地再開発事業による再整備が進められており、新しい市の玄関口としての景観形成が期待されています。

写真掲載予定

■ まちの基調をなす住宅地の景観

本市は、首都圏近郊の住宅都市として、戸建住宅が中心でしたが、新たな住宅開発や高層マンション建設の進展により、住宅景観は少しずつその様子を変えつつあります。

市街地の一部においては、住宅と小規模な工場や農地などが混在したまちなみとなっています。住み心地の良さが伝わる安全で快適なまちなみの形成が大切です。

写真掲載予定

■ 和光の光が彩る夜間景観

夜間景観は都市の魅力を形成する要素です。和光市内においても、イベント・祭りを中心に、地区の特性を活かした夜景づくりが展開されています。

夜間の光は人のにぎわいがあることを示すことから、周辺景観との調和を図りながら魅力的な夜間景観づくりを展開することが重要です。

写真掲載予定

第1章 景観計画区域

景観計画区域は、和光市全域とします。

本市は埼玉県南東部に位置し、東京都心(東京駅)から約20kmの距離にあります。東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線、東京外かく環状道路などの鉄道と道路交通の幹線が市内を通過しており、都心への交通利便性が高い地域となっています。

●和光市の位置（資料：国土数値情報）



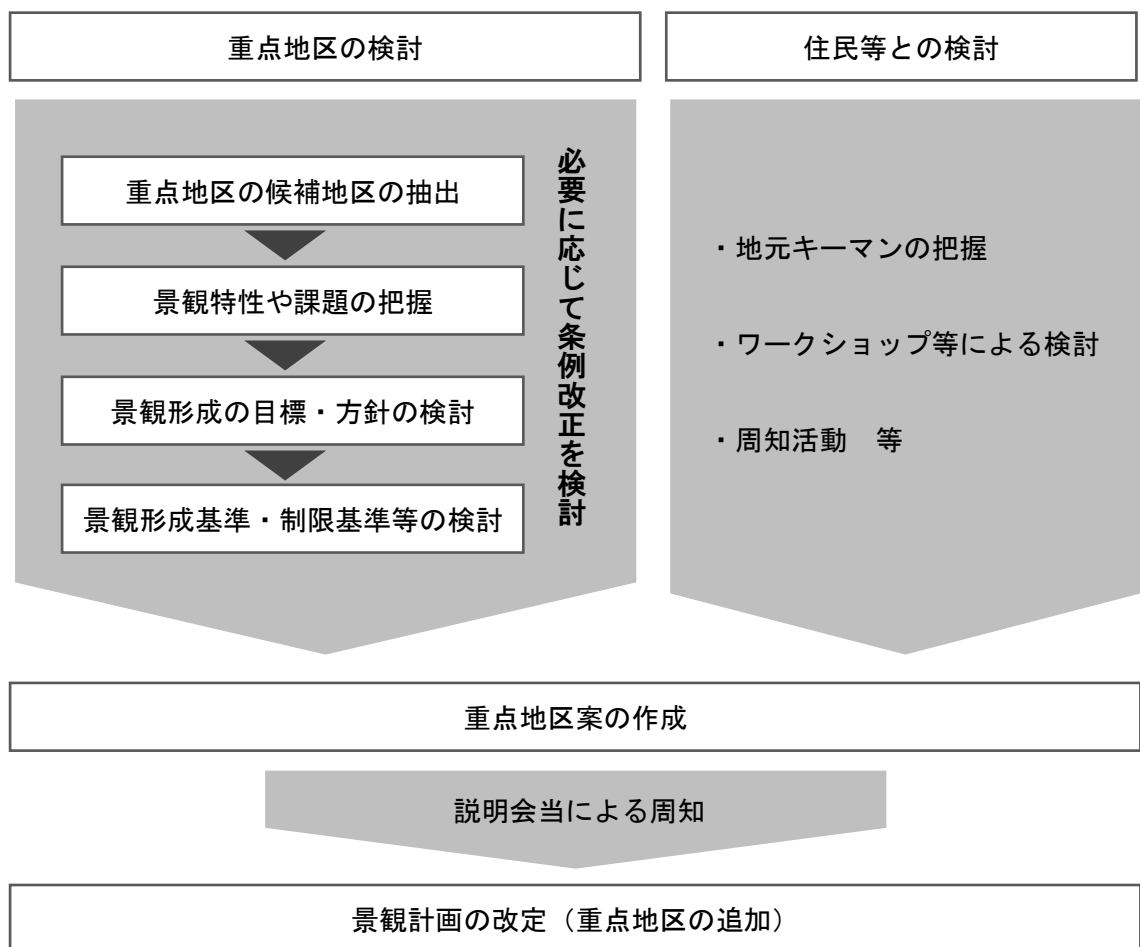
【参考】景観形成の重点地区について

和光市は景観計画区域を市全域に指定していますが、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に重点地区を位置づけることができます。

重点地区は、地域の「顔となる場所」など重点的な景観施策の推進が必要な範囲について、地区住民の皆さんと合意形成を図りながら、その地区独自の景観形成に関する方針やルールなどを定め、きめ細かな景観形成を行います。

重点地区を設定するためには、以下の検討が必要になります。

重点地区検討の流れ



第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1 景観づくりの目標

市民、事業者及び市が共通認識のもと、景観づくりに取り組んでいくことが大切です。
そこで、景観づくりにおける市民、事業者及び市の共通の目標を設定します。

●景観づくりの目標

- ・ まちに愛着を抱き、誇りに感じる
- ・ 都心に近い緑豊かなふるさと

2 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を具体化するための基本方針は、次に示すとおりです。

(1) 緑豊かなふるさとを感じる景観づくり

緑地、河川、湧き水、坂道といった自然景観資源は本市の特徴です。変化に富んだ地形を活かし、それぞれ地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、やすらぎを感じられるよう都市と自然との調和を大切にした景観づくりを目指します。

写真掲載予定

(2) 愛着が育まれていく景観づくり

人々の暮らしの中で育まれてきた祭事・イベント、歴史を感じさせる街並みや寺社などはまちに愛着を抱き住み心地の良さを感じるうえで重要な景観要素です。

歴史や季節などの時間の変化とともに変化する景観の特性を活かし、長い時間の中で愛着が育まれていく景観づくりを目指します。

写真掲載予定

(3) にぎわいあふれる景観づくり

和光市駅や幹線道路沿道は本市の商業・産業の拠点であり、玄関口にふさわしい景観づくりが重要です。これら玄関口を中心に、地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人々が訪れたいと感じるまちを目指します。

また、和光市駅周辺部では、夜のにぎわいを演出するライトアップを行うなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮します。

写真掲載予定

(4) みんなで創り育てる景観づくり

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者などが様々な主体の活動が積み重なってつくられることから、良好な景観形成は行政だけでは実現できません。

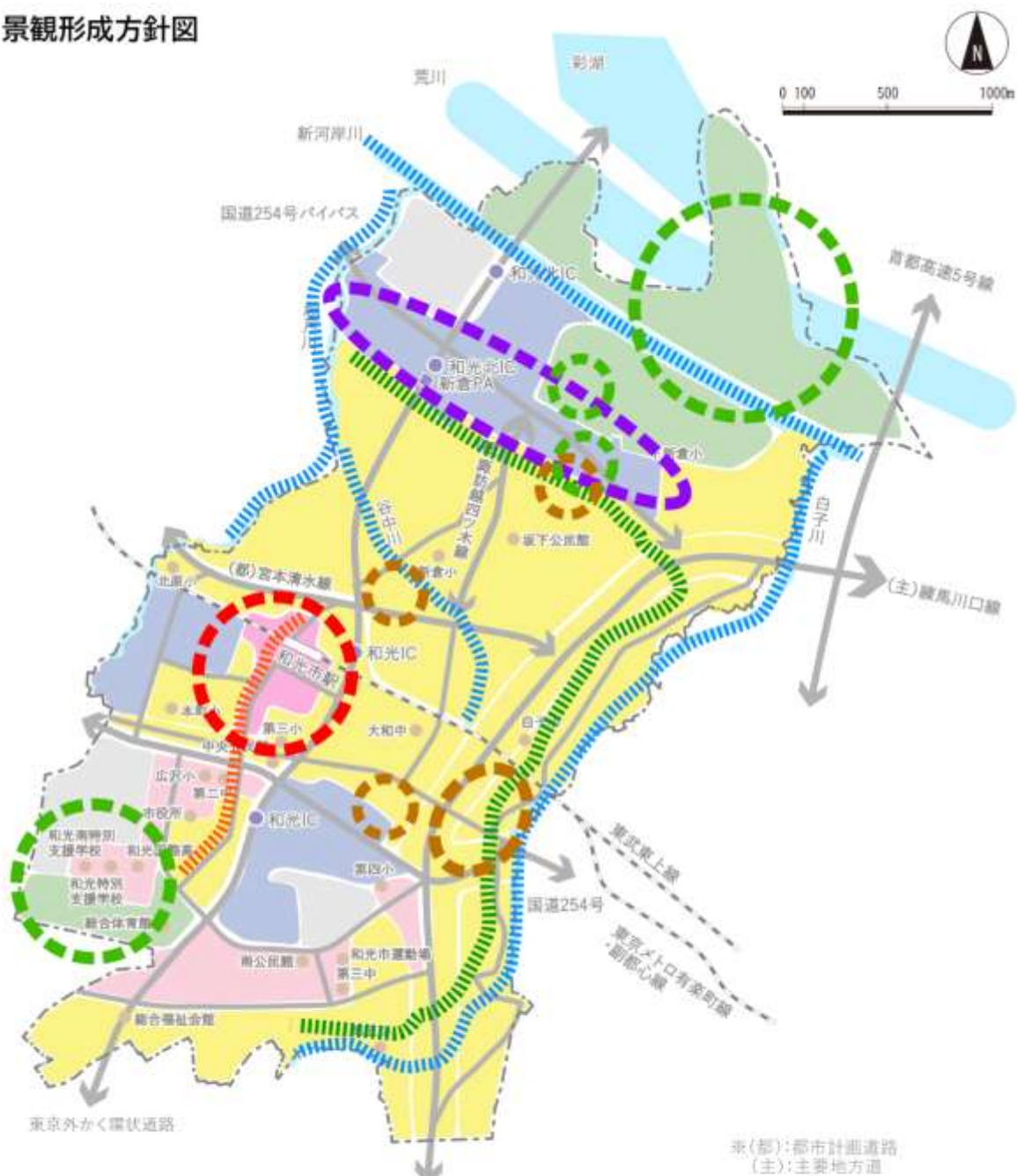
市民や事業者が景観づくりの主体として継続的に取り組み、また協働により進められるよう、景観に関する情報発信・意識の醸成等を行い、景観づくりを担っていく人材や主体の育成を図り、景観まちづくりへと展開していくことを目指します。

写真掲載予定

3 要素別景観形成方針

景観を形成する要素を類型別に「景観ゾーン」、「景観軸」及び「景観拠点」として整理し、それぞれの景観形成方針を設定します。なお、「景観ゾーン」は用途地域別に設定しています。

景観形成方針図



(1) 景観ゾーン

- 住居系土地利用
- 商業業務系土地利用
- 工業・流通業務系土地利用
- 公益文教系土地利用
- 農業系土地利用

(2) 景観軸

- 駅前通り景観軸
- 河川景観軸
- 崖線景観軸

(3) 景観拠点

- 中心市街地景観の拠点
- 緑の拠点
- 歴史・文化の拠点
- 産業景観の拠点

(I) 景観ゾーン別の景観形成方針

① 住宅系土地利用

景観形成テーマ：緑豊かな住宅地景観の形成

○対象区域：用途地域が第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業区域（商業業務系に該当する地域を除く）



○建築物、植栽の方針

- ・住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。
- ・低地と台地の境にある斜面林と一体となった湧水の周辺では、緑あふれる眺望に配慮します。
- ・生垣や庭木の植栽、フラワーポットの設置などによる敷地内の緑化及び維持管理により、うるおいのある住宅地の景観を形成するとともに、季節感を演出します。

○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.20 参照

外壁の基本色は、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とします。

写真掲載予定

② 商業業務系土地利用

景観形成テーマ：にぎわいのある商業地景観の形成

○対象区域：用途地域が丸山台一丁目の近隣商業地域、
商業地域

○建築物、植栽の方針

- ・駅周辺の生活空間は、地域への愛着が持てるよう、建物の外壁、外構、緑化の工夫や維持管理、地域の美化活動などにより、美しくきれいな景観形成を進めます。
- ・商店が並ぶエリアは、建物の低層部は明るく開放的な形態意匠とする、店先に草花を飾る、前面の道路とは極力段差を設けないなど、歩行者が親しみの持てる景観を形成します。
- ・中間領域（コラム P.〇〇参照）を意識することで、にぎわいのある商業地景観の形成を進めます。

○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.21 参照

外壁の基本色は、魅力的でにぎわいに満ちたような色彩表現も必要となるため、比較的幅広い範囲の色彩を用いることができるものとしますが、極端に派手な高彩度の色彩を避けることとします。



写真掲載予定

③ 工業・流通業務系土地利用

景観形成テーマ：周辺のまちなみと調和した産業景観の形成

○対象区域：用途地域が準工業区域、工業地域（公益文教系に該当する地域を除く）、工業専用地域

○建築物、植栽の方針

- ・工業施設は、周辺の建築物相互の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。
- ・住工が複合した市街地では、工場などは、住宅地に対して圧迫感を軽減させ、良好な地域環境を創出するため、オープンスペースや緩衝緑地帯等を設置し、住空間への配慮を行います。

○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.22 参照

外壁の基本色は、圧迫感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。



写真掲載予定

④ 公益文教系土地利用

景観形成テーマ：緑豊かでゆとりある公共空間の形成

○対象区域：用途地域が広沢の工業地域、
広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域

○建築物、植栽の方針

- ・大規模な公的機関や研究所、学校等がまとまって立地する地域では、ゆとりある敷地規模を生かした豊かな植栽を誘導し、ランドマークとなる建物を中心とした市街地景観を演出します。
- ・道路側にオープンスペースを配置することで、道路空間を含めてゆとりある公共空間の形成を図り、歩き心地の良い景観形成を進めます。



○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.23 参照

外壁の基本色は、圧迫感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

写真掲載予定

⑤ 農業系土地利用

景観形成テーマ：安らぎを感じる広々とした景観の保全

○対象区域：用途地域が定められていない区域（公共文教系に該当する地域を除く）

○建築物、植栽の方針

- ・荒川及び新河岸川の周辺では、田んぼや畑などが広がります。農地の保全を図るとともに大らかな広がりを持つ自然景観と調和する必要があります。
- ・道路、遊歩道沿いや河川沿いの公共施設において、緑化に努めます。
- ・建築物、工作物や資材置き場などの緑化を推奨します。



○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.24 参照

外壁の基本色は、周囲の景観と違和感なく調和するよう、自然に近い穏やかな色彩とします。周辺の緑によく映え、汚れも目立ちにくい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に明るい高明度及び極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

写真掲載予定

(2) 景観軸の景観形成方針

① 駅前通り景観軸

和光市駅前の商業地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボリックな街路空間として位置付け、沿道のまちなみと一体となってまちの顔となる“駅前通り景観軸”を形成します。

○配慮すべきポイント

- ・道路や歩道からの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩を工夫した沿道の良好な街並み景観の形成を図る。
- ・壁面の位置後退などによるゆとりのある空間の確保を図る。
- ・量よりも見える緑（緑視率）（コラム P.〇〇参照）を意識することで、緑の要素を取り入れる。



写真掲載予定

② 河川景観軸

荒川、新河岸川、白子川、越戸川及び谷中川の周辺では、潤いのある水辺空間と調和した景観を形成します。

○配慮すべきポイント

- ・対岸などからの歩行者の眺めに配慮し、建築物等の形態意匠・色彩を工夫した街並み景観の形成を図る。
- ・屋敷林などの緑の保全と河川・用水沿いの緑の創出を図る。



写真掲載予定

③ 崖線景観軸

台地端斜面とこれに伴う斜面林により縁取られる“崖線景観軸”は、公共用地の視点場から、低地部を望む見晴らしを楽しむことができるよう、また、周辺からそれを見通すことができるよう眺望を確保します。

また、史跡午王山遺跡保存活用計画において、史跡に配慮した景観形成を図ることから、眺望景観の視点場が設置できるよう連携します。

○配慮すべきポイント

- ・良好な眺めが得られる眺望点となる場所（高地・低地）を活かす。
- ・眺望点となる場所からの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の規模・形態意匠・色彩などを工夫した景観の形成を図る。（中景・遠景）



写真掲載予定

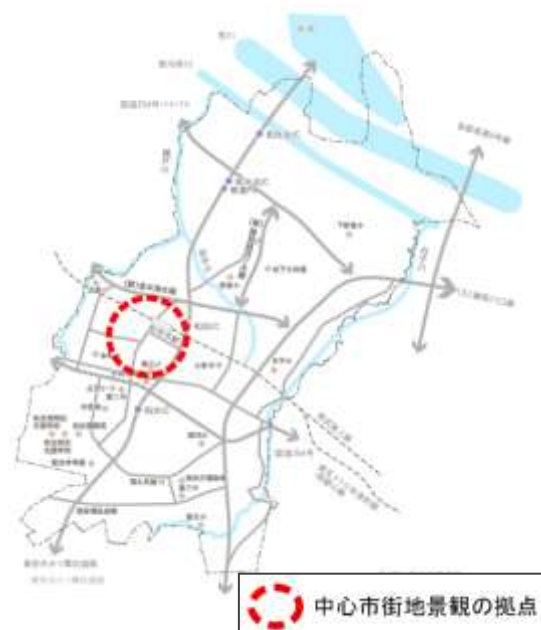
(3) 景観拠点の景観形成方針

① 中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、魅力ある商業地と発展しつつあることから、本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成します。

○配慮すべきポイント

- ・駅前広場などからの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩などを工夫した秩序のある街並み景観の形成を図る。
- ・低層部では、近景として歩行者の視線に配慮し、身近なにぎわいのある景観の形成を図る。
- ・連続した快適な歩行者動線の確保を図る。



写真掲載予定

② 緑の拠点

荒川河川敷運動公園や和光樹林公園などの公園・緑地は、周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮します。

また、午王山特別緑地保全地区については急傾斜地の防災措置を図ることで史跡追加指定を目指している。緑の拠点として景観が損なわれないよう連携する。(史跡午王山遺跡保存活用計画より)

○配慮すべきポイント

- ・ 景観拠点となる公園などの緑の景観の保全・活用を図り、道路から見やすいように配慮する。
- ・ 拠点周辺の建築物、屋外広告物等に関する形態意匠・色彩について、緑との調和を配慮



写真掲載予定

③ 歴史・文化の拠点

旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、緑などとの調和を図ります。

また、伝統芸能や和光市ゆかりの文化人の足跡を継承するような、テーマ性を持った景観を保全・創出します。



○配慮すべきポイント

- ・歴史的な建造物などの景観の保全・継承を図り、道路から見やすいように配慮する。
- ・歴史的な建造物などの調和に配慮した建築物等の形態意匠・色彩による街並み景観の形成を図る。
- ・歴史的景観資源と連続するよう、周辺の緑の保全と創出を図る。

写真掲載予定

④ 産業景観の拠点

東京外かく環状道路に近接し、一般国道 254 号バイパスに隣接する立地であることから、産業振興に寄与し、産業活動の活性化に資する景観まちづくりを形成します。

隣接する住宅地・公共施設・自然環境と調和した良好な環境の形成を図ります。

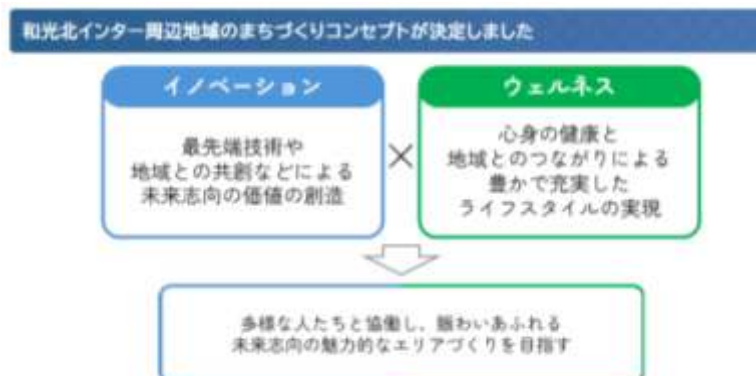
また、地域住民と協働することで、産業活動活性化に資する取組を行います。



○配慮すべきポイント

- ・工場などは、住宅地に対して圧迫感を軽減させ、良好な地域環境を創出するため、オープンスペースや緩衝緑地帯等を設置し、住空間への配慮を行います。
- ・工業施設は、周辺の建築物相互の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。

写真掲載予定



和光北インター周辺地域のまちづくりコンセプト

【コラム】緑を活かした景観づくりのイメージ

■市街地では緑地をまもることが難しい状況にあることから、**量よりも見える緑（緑視率）**を目指すことが重要になります。

これは実際に人々が感じる「快適さ」「癒し」「空間の魅力」を最大化することを目的としています。

■住宅地での工夫

- ・歩行者の目線の範囲を緑化する。例えば、足もとの見える緑など。
- ・道路と敷地の中間的な領域（前庭）を緑化することにより、人々が活動しながら緑を感じられます。（生垣で囲うなどではない）

写真掲載予定

■幹線道路及び沿道での工夫

- ・歩車道境界のデザイン例

写真掲載予定

- ・道路の横方向のつながり、視界を遮らない。
- ・足元の植栽、透過性の高い防護柵

- ・官民境界のデザイン例

写真掲載予定

- ・道路に面する部分を緑化し、歩行者への圧迫感を軽減する。

【コラム】中間領域での景観づくりのイメージ

■中間領域とは

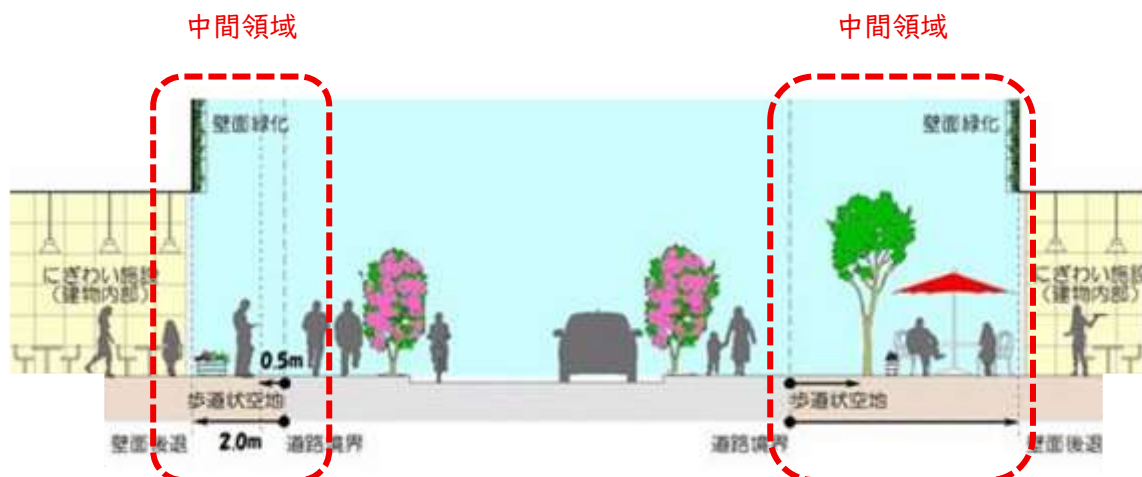
中間領域は、街路、公園等の官が管理する公共空間のほかに、民間所有の敷地や建築物である広場や空地、さらに人が集うカフェやパブに至るまで、不特定多数の人が自由に入りし、過ごすことを期待される空間です。

■中間領域での工夫

中間領域は、単独で機能を考えるのではなく、まちなかの一部であることを意識し、互いに相乗効果を発揮していくため、ボーダレス化（公共空間の民間による利活用、民間空間の公的機能発揮）や、境界を感じさせないデザイン上の工夫が必要です。

例）人々が活動できるオープンスペースを残す。

- ・緑化しすぎない
- ・ベンチなど固定施設を置きすぎない。



写真掲載予定

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限 に関する事項

I 良好な景観の形成のための行為の制限

「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に沿って、景観づくりを推進するため、建築物の建築等の規模や形態意匠、色彩などの点から景観への配慮を求める景観形成基準を設定します。

さらに、一定規模以上の建築物等については、届出対象行為を設定し、適切な誘導を図ります。また、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めます。

第3章では、概要を端的に説明します。詳細については、景観計画手引（手続き編）、景観計画手引き（基準編）をご覧ください。

●第3章の体系図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 主旨・概要説明
- I 良好な景観の形成のための行為の制限



詳細は景観計画手引（手続き編）
景観計画手引（基準編）にて説明

- 景観計画手引（手続き編）
- 2 良好な景観を形成するための届出対象行為
- 5 勧告基準
- 6 変更命令基準

- 景観計画手引（基準編）
- 3 景観形成基準
- 4 色彩の制限基準

2 良好な景観を形成するための届出対象行為

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次のいずれかに該当するものとします。

行 為	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 高さが 10m を超えるもの又は建築面積が 500 ㎡を超えるものの新築、増築若しくは改築、外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 イ 面積が 1,000 ㎡以上の開発区域内における、それぞれの敷地での建築物の新築
工作物※の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 10m を超えるものの新設、増築若しくは改築又は外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外において行う、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（和光市土砂等のたい積に関する条例（平成 18 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が 500 ㎡を超え、かつ堆積の高さが 1.5m を超えるもの

※工作物

工作物とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項各号に掲げる工作物、第 2 項各号に掲げる工作物又は第 3 項各号に掲げる工作物をいいます。

(2) 適用除外

ア 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項の都市公園の区域内で行う行為

イ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為

ウ 建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

3 景観形成基準

- (1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目		基 準
配 置		ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ		ア 建築物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態 意 匠	外壁	ア 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。 イ 特に歴史資源のある周辺では、歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮すること。
	屋根	周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	屋外階段	建築物本体と調和した外形とすること。
	建築設備等	屋上設備や配管などの付帯設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。また、ルーバー等は建築物本体と調和する外形とすること。
	色彩	ア 建築物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「4色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 ウ 商業業務系土地利用の地域では、アクセントカラーなどを適切に使用することにより、にぎわいの演出に配慮すること。 エ 工業・流通業務系土地利用及び公益文教系土地利用の地域では、建築物の外壁に極力低彩度の色彩を使用するように配慮すること。
そ の 他	植栽等	ア 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。 イ 緑化に当たっては、周辺景観との調和や崖線、農地、河川等の緑や街路樹等との連続性に配慮すること。 ウ 敷地内に残すべき自然（斜面林、湧水等）や歴史的な資源がある場合は、これらを生かした空間の形成とその保全に配慮すること。
	照明	ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。
	外構	圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮すること。
	付属設備	駐車場やごみ置き場等は建築物本体と調和するような形態や意匠とするよう配慮すること。

- (2) 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目		基 準
配置		ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ		ア 工作物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態 意匠	外壁	周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	色彩	ア 工作物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「4色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
その他	植栽等	敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。
	照明	ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。

- (3) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

項 目		基 準
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	物件の堆積	ア 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮へいすること。 イ 遮へい物を設置する場合、遮へい物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「4色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。

4 色彩の制限基準

(1) 色彩の制限基準の適用について

色彩の制限基準は、次の事項について適用します。

ア 「建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に係る景観形成基準

イ 「工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に係る景観形成基準

ウ 「物件の堆積」に係る景観形成基準

色彩の制限基準は、建築物の外壁又は工作物の表面及び屋根、物件の堆積の遮へい物における色彩等（マンセル表色系を用いて色彩を指定）について、土地利用区分ごとに規定します。ただし、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分には、適用しません。なお、敷地が対象となる土地利用区分をまたがる場合は、過半の敷地面積を有する対象区分を適用します。

参考：マンセル表色系による色彩の表し方

「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

(1) 色相

色相は、色合いを表します。10色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

(2) 明度

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

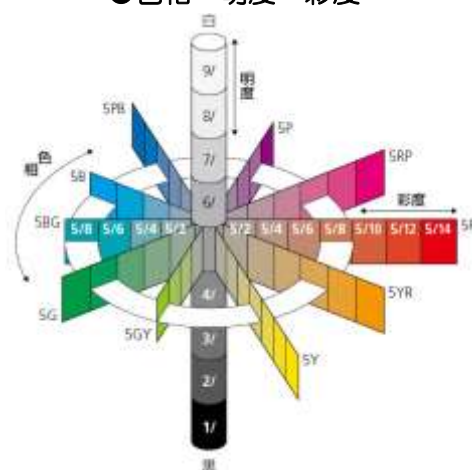
(3) 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

(4) マンセル値

マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせで表記する記号です。

●色相・明度・彩度



●マンセル値の表示例

こあーる	よんのじゅう
5R	4/10
色相	明度 彩度

(2) 用途地域別の制限基準

ア 住宅系（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(イ 商業業務系に該当する地域を除く)）

外壁の基本色は、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	4 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

イ 商業業務系（丸山台一丁目の近隣商業地域、商業地域）

外壁の基本色は、魅力的でにぎわいに満ちたような色彩表現も必要となるため、比較的幅広い範囲の色彩を用いることができるものとしますが、極端に派手な高彩度の色彩を避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

ウ 工業・流通業務系（準工業地域、工業地域(エ 公益文教系に該当する地域を除く)、工業専用地域）

外壁の基本色は、圧迫感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

エ 公益文教系（広沢の工業地域、広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域）

外壁の基本色は、圧迫感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える
	2 以下	—
無彩色 N	2 以下	—

オ 農業系（用途地域が定められていない区域(エ 公益文教系に該当する地域を除く)）

外壁の基本色は、周囲の景観と違和感なく調和するよう、自然に近い穏やかな色彩とします。周辺の緑によく映え、汚れも目立ちにくい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に明るい高明度及び極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	4 を超える
	2 以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	4 を超える
	2 以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	2 を超える
	2 以下	—
無彩色 N	9 以上	—
	2 以下	—

5 勧告基準

- (1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象行為について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点減する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

- (2) 物件の堆積

届出対象行為について、次のいずれかに該当すると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

ア 堆積の高さが3mを超えるとき。

イ 遮へい物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。

ウ 遮へい物の色彩について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

6 変更命令基準

建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の行為に係る届出対象行為について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点減する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができるものとします。

第４章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

Ⅰ 景観重要建造物

(Ⅰ) 景観重要建造物

本市の景観づくりを進めるに当たり、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい重要な建造物については、次の(2)に掲げる指定の方針により、景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物として指定を受けることによって、所有者は適切な管理をすることが求められます。また、建築物又は工作物の増改築、移転、除却、修繕に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

なお、景観重要建造物として指定を受けた建築物について、その位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、外観を維持するための範囲において建築基準法の制限の緩和措置の活用について検討を行います。

また、景観重要建造物の管理の負担の軽減を図るため、景観重要建造物の所有者への支援措置について検討を行います。

(2) 景観重要建造物の指定の方針

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの（敷地や建造物周辺の敷地内の工作物等も含む）

イ 道路など、公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの

ウ 景観重要建造物の指定は、当該建造物の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるものの

(3) 景観重要建造物の指定

指定番号	和光市指定 第1号
指定日	平成26年1月1日
名称	新倉ふるさと民家園
所在地	和光市下新倉2-33-1
所有者	和光市
指定の理由	和光市の指定文化財でもある新倉ふるさと民家園（旧富岡家住宅）は、およそ300年前に創建されたと推定され、埼玉県内で最古の部類に入る歴史的価値の高い建造物であること、また、当民家園は地域住民の憩いの場となっており、その文化的な景観を残すことが強く望まれることから景観重要建造物に指定するものです。

写真掲載予定

指定番号	和光市指定 第2号
指定日	令和3年3月3日
名称	第四小学校 CI285 蒸気機関車
所在地	和光市諏訪 3-20
所有者	和光市
指定の理由	第四小学校の蒸気機関車は、1934年に製造されてから、1969年まで、実際に機関車として働き、当時の第四小学校のPTAと町の協力によって、1970年から約半世紀に渡り、和光市立第四小学校の校庭に配置している歴史的・文化的価値が高い建造物となっています。全国的にも学校敷地内に蒸気機関車が飾られているところは、まれであり、学校行事でも記念撮影の場所となっています。その文化的な景観を残すことが強く望まれることから景観重要建造物として指定するものです。

写真掲載予定

2 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木

本市では、「和光市緑の保護および緑化の推進に関する条例」により、緑の保護及び緑化の推進に係る施策を推進してきました。今後、樹木の保全については、良好な景観の形成をも考慮し、これまでの施策を継続して推進していくものとします。

また、本市の景観づくりを進めるに当たり、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい重要な樹木については、次の(2)に掲げる指定の方針により景観重要樹木に指定します。

景観重要樹木として指定を受けることによって、それらの所有者は適切な管理をすることが求められます。また、伐採や移植に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

なお、景観重要樹木の管理の負担の軽減を図るため、景観重要樹木の所有者への支援措置について検討を行います。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの

イ 道路など、公共の場所から樹木の概ねの姿が容易に見えるもの

ウ 景観重要樹木の指定は、当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの

(3) 景観重要樹木の指定

指定番号	和光市指定 第1号
指定日	令和3年3月3日
名称	イチョウ
所在地	和光市新倉 3-3-35
所有者	長照寺
指定の理由	和光市指定文化財の長照寺の大いちょうは、樹齢推定700年とされ、埼玉県下でも有数な大木となっており、歴史的・文化的価値が高い樹木となっています。景観としての魅力も高く、春から夏にかけては青々とした葉が生い茂り、秋には見事な黄葉がなり、雄大な景観となっています。その見事な景観を残すことが強く望まれることから景観重要樹木として指定するものです。

写真掲載予定

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、派手な色彩の使用や無秩序な設置により、良好な景観を大きく阻害する等、地域の景観形成における重要な要素となっています。

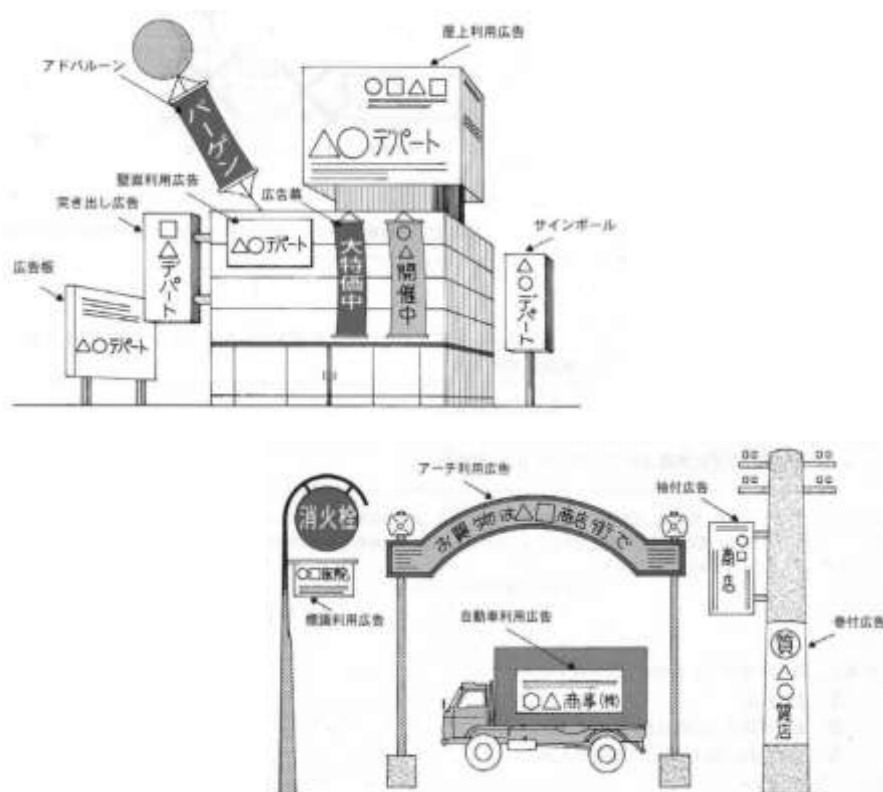
「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成の方針」に沿った景観づくりを推進するため、埼玉県屋外広告物条例を適切に運用し、屋外広告物の誘導を行っていきます。

また、地域の景観特性に応じた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、将来的に検討を行うものとしします。

参考：埼玉県屋外広告物条例の概要

埼玉県屋外広告物条例は、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示、設置、維持及び屋外広告業について、必要な規制を行っています。屋外広告物の掲出に当たっては、許可地域において知事の許可が必要になるとともに、屋外広告物の種類と掲出方法についての基準を設けています。

●屋外広告物の種類



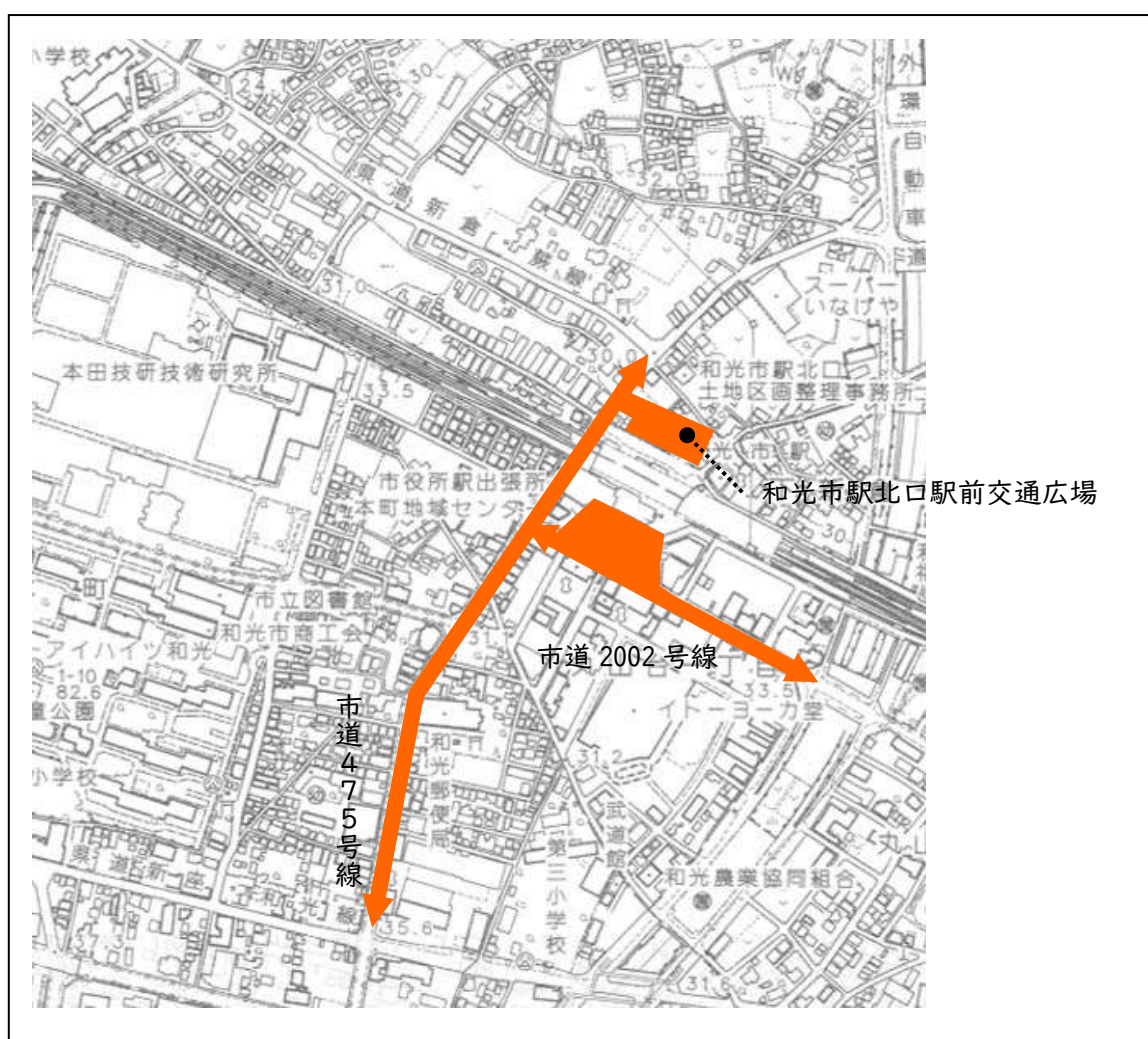
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路等の公共施設は、景観づくりに当たっての重要な要素の一つとなります。

次の施設を景観重要公共施設に位置付け、整備を行う際には、次の事項に取り組みます。

種別	景観重要公共施設	整備に関する方針
道路	市道 475 号線、 市道 2002 号線(市道 475 号線から東京外かく環状道路までの区間、和光市駅南口駅前交通広場含む)、 和光市駅北口駅前交通広場	本市の玄関口となる和光市駅前の南口・北口広場と、それに結節するこれらの道路は、中心市街地としてのシンボリックな場所として施設空間を形成します。 特に、北口駅前広場は、にぎわいづくりに向けて、オープンスペースを確保し、市街地再開発事業と一体となった景観形成を図ります。 無電柱化を進めるとともに、環境に配慮した道路設備や舗装デザイン等を整備し、沿道や周辺のまちなみと調和する修景を図ります。

●景観重要公共施設位置図



第7章 景観づくりの推進

1 協働による景観づくり

本市の景観づくりは、まちづくりの主役である市民の取組があって初めて実現するものです。事業者においては、地域社会の一員として積極的に貢献していくことが期待されます。そして、市は、市民や事業者による取組を適切に支えていく役割を果たします。

このように、市民、事業者及び市の三者の協働による景観づくりに、それぞれが積極的に関わっていくことを通じて、まちへの愛着や誇りを感じることでできるまちの実現につながることが期待されます。

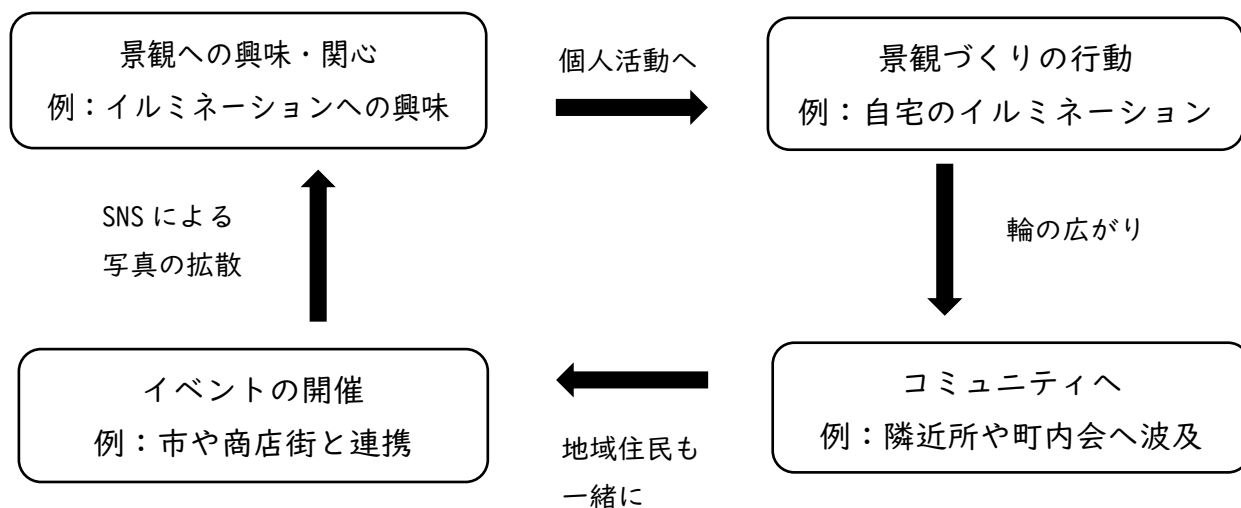
2 景観づくりの活動サイクル

景観づくりは、単なる環境整備ではなく、私たちが日々の暮らしをより良くするためにやっている小さな取り組みの積み重ねです。誰もが日常の中で、無理なくできることから始められます。そして、少しずつ成功体験を重ねることで、共感する人が増え、活動が広がり、地域全体ににぎわいが生まれます。

イベントを開催した際、その写真や様子を SNS でシェアすることが、次の活動への大きな一歩を促すきっかけになります。SNS を通じて情報が広がることで、地域の人々や外部の人々が共感し、参加したくなる動機が生まれ、さらに大きな波紋を呼びます。こうして、景観づくりがにぎわいの創出へとつながり、にぎわいに満ちた地域づくりへと進化していきます。

SNS で広がる活動は、個人から地域全体、そしてより大きな社会へとつながり、まちづくりの良い循環を生み出します。一人ひとりの小さな取り組みが、大きな変化を呼び起こし、みんなで作り上げるにぎわいのある地域へと成長していくのです。

●景観づくりの活動サイクル



3 景観づくりを推進するための市の取組

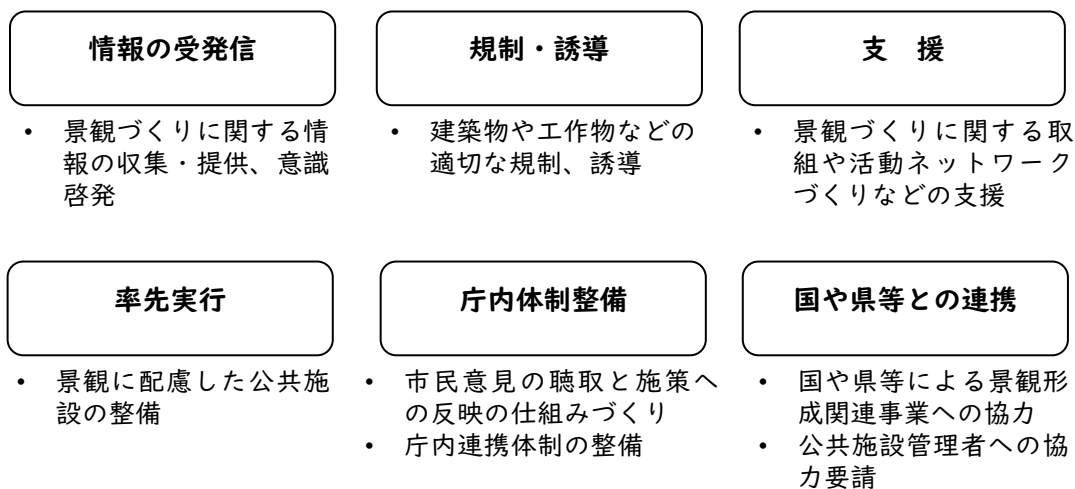
(1) 景観づくりの推進方策

市民のわがまちに対する誇りや愛着、景観づくりへの主体性を育んでいくために、景観づくりに関する関心及び理解を深めるための情報の提供や意識の啓発などを行います。地域での自主的な活動を広げていくために、各主体が話し合い、知恵を出し合う活動の後押しや、ネットワークづくりの手助けをするなどの支援を行います。

また、事業者に対しても景観づくりに関する情報の提供や意識の啓発を行い、土地の利用等の事業活動における景観づくりへの配慮などについて指導や助言を行うなどにより、景観づくりを推進します。

さらに、景観づくりは都市計画、環境保全、産業振興、地域振興、文化振興など、様々な行政分野に関わるテーマであることから、庁内各課の連携体制を整備します。公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分に配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとしします。

●景観づくりの推進方策



(2) 景観 10 選（平成・令和）

市民の皆様への景観への関心をより一層高めていただくために、和光市景観 10 選の募集を行い、和光市景観審議会を経て、和光市景観 10 選（平成）が決定いたしました。

また、長泉酒造の煙突撤去に伴い、新たに長照寺の大いちょうを選出しました。

また、現在、和光市景観 10 選（令和）の募集中です。

●平成の景観10選 抜粋



(3) 和光市景観マップ

景観10選をはじめとする市内の様々な景観（施設など）を市民の皆様に周知するとともに、より景観への関心を高めていただくことを目的とし「和光市景観マップ」を作成しました。

●和光市景観マップ抜粋



4 地域での景観づくり（事例）

NPOや市民団体により、フォーラムや学習会の開催のほか、緑・湧水の保全、植樹、自然環境調査、自然観察会など、景観づくりに関する様々な自主活動が行われています。

また、自治会等の地域団体が参加する和光市コミュニティ協議会では、連帯感豊かな地域社会、ふれあいの近隣社会、手づくりのまちづくりを主眼として、地域の輪を広げ、コミュニティ運動の推進を図るための活動を行っています。景観づくりや緑化の推進に係る活動として、市内の公共施設に花を植える「花いっぱい運動」などを実践しています。

写真掲載予定

5 計画の見直し

本計画については、社会情勢の変化等に対応しながら、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観づくりを図っていくため、必要に応じて見直しを行います。

なお、景観づくりの推進について調査審議するための機関として、和光市景観審議会を設置し、必要に応じて和光市景観審議会の意見を聴き、本計画の変更を行います。

●景観計画の変更の基本的な流れ

